

平成26事業年度

監事の監査報告書

監事監査報告書

私たち監事は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を実施しました。

その結果について、下記のとおり報告します。

平成27年6月22日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監事 城野 宜臣 (印)

監事 高橋 光政 (印)

記

I 監査の結果

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標及び中期計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 独立行政法人通則法に内部統制体制の整備が義務付けされたことに伴う業務方法書の改正及び関連する諸規程の整備は適切に実施されたと認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重要な事項は認められません。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、機構の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 財務諸表及び決算報告書は、機構の財産及び損益の状況を適正に表示していると認めます。

II 監査の方法及びその内容

監事は、平成 26 年度監事監査計画に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第 19 条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第 38 条)について、次の通り、監査を行いました。

1. 監査の進め方

ア 監事は、理事長と監事の間での了解に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。

- ・機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
- ・会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
- ・機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
- ・理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
- ・機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。

イ 監事は、理事長、副理事長と、原則として四半期毎に、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換を行いました。

また、監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、随時に、理事長に意見を述べるとともに是正等の措置を求め、その措置結果について報告を受けることとしております。

平成 26 年度においては、是正又は改善を必要とする事項は有りませんでした。監事が指摘した懸念事項については理事長の指示のもとに該当部門への調査及び改善措置が行われました。

ウ 監事は、機構の業務運営のリスク評価に基づいて、平成 26 年度監事監査計画を策定し、「監査役監査基準」及び「監事監査指針」を参考としながら、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。

エ 監事は、上記アからウまでの監査によって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. 平成 26 年度の監査活動

監事は、下記に述べる監査活動を行いました。

(1) 重点監査

監事は、機構のかかえるリスクの評価などをもとに、毎年度、重点監査事項を定めて監査を行っており、平成 26 年度は、改正された独立行政法人通則法の施行

が平成 27 年 4 月に予定されていることを想定し、重点監査事項を、「内部統制システムの状況」としました。

- 改正された独立行政法人通則法に内部統制システムの義務化が規定されたことに伴い、業務方法書の改訂、内部統制実施指針の新設、関連する内部規程等の改訂などに取り組み年度内に完了したことを確認しました。
- 改正通則法に監事の機能強化が規定されたことを受けて、監事監査要綱、監事監査規程の改訂(いずれも平成 27 年 4 月施行)を行い監査環境の整備を図りました。
- 監事は検討過程に積極的に参画し必要な場合は意見を述べるなど監事の立場から見て問題のない体制構築を働きかけました。
- 整備された内部統制システムは、既存の会議体を内部統制体制の視点から定義し直すなど、屋上屋を架すことなく有効な体制が構築されたと判断します。

(2) 経常監査

ア 監事は、理事会議をはじめ、役員説明、プロジェクト経営審査、安全審査委員会、セキュリティ委員会などの主要会議に出席し、業務の状況や課題が経営者に的確に報告され、的確に対処されているか、法令等に基づき問題が無いか、理事長の意思決定が合理的になされているか、独立行政法人改革に関する政府の方針に従い業務の見直し等が着実に実行されているか、を確認しました。

また、「内部統制の有効性の評価」に留意して機構の業務運営の監査を行いました。

- 機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているかどうか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、不正アクセスなどの顕在化したリスクへの対応が適切に行われているか、などを特に留意して監視・検証しました。

イ 機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、機構の説明責任が果たされているか、などについて、理事会議等への報告、理事長が行う内部評価に陪席する、など方法で、問題が無いことを確認しました。

エ 主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、種子島宇宙センター、角田宇宙センター)について、毎年度、往査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、書類審査、関係職員との質疑応答、施設設備の実地調査を行って確認しました。

その他の事業所は、関西サテライトオフィス及び名古屋空港飛行研究拠点の往査を行いました。

主要な組織(本部、研究所、グループ、部)は、毎年度、事業所往査と併せて、事業の実施状況、管理状況などについて、書類審査、関係職員との質疑応答、施設設備の実地調査を行って確認しています。今年度は、周波数管理室、情報・計算工学センター、広報部、人事部を監査しました。

(3) 契約の適正性についての監査

- ア 四半期に一回開催される契約監視委員会に委員として出席し、随意契約見直し計画の進捗状況、一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を点検し、サンプリングによる個別契約の審議を行いました。
- イ 5億円以上の契約伝票の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。
- ウ 随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会の報告を受け、必要な場合は質問を行い追加資料の提出を要請し契約内容の適切性の監視・検証を行いました。
- エ 事業所の往査の機会に、当該部門の少額契約案件のサンプルチェックを行い、研究費不正事案を受けた再発防止策が確実に実施されているかどうか確認を行いました。

(4) 財務諸表等の監査

- ア 監事は、財務部と定期的にミーティングを行い、会計上の課題について意見交換をすることによって決算監査時に大きな問題が残らないように見解の摺合せに努めました。また、事業所財務の業務内容を把握しました。
- イ 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。
- ウ 監事は、会計監査を行い、平成26年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書が機構の財産及び経理の状況を適正に記述していることを確認しました。

(5) 会計監査人との連携

- ア 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人から説明を聴取し、確認しました。
- イ 監事は、会計監査人から、平成26年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、期中監査結果について報告を受け、平成26年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。

(6) 内部監査部門との連携

監事は、評価・監査室と、概ね月に1回連絡会を行い、内部監査の状況及び結果を把握するとともに、情報提供を行いました。

また、監事補佐を担当する監事室と、概ね月に1回連絡会を行い、監事監査の状況及び結果について情報共有を図りました。

(7) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会に出席したほか、他の研究開発型の独立行政法人の監事と情報交換を行いました。また、日本監査役協会や監査法人が行うセミナーに出席し、独立行政法人通則法の改正に伴う政省令等の進捗状況を把握するとともに、監査手法の習得に努め、監査へ反映しました。

以上

平成26事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月11日

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構

理事長 奥村直樹 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永田高士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長村彌角

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白山真一

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（旧法人名 独立行政法人宇宙航空研究開発機構）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに国立研究開発法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（旧法人名 独立行政法人宇宙航空研究開発機構）の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（旧法人名 独立行政法人宇宙航空研究開発機構）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、平成25事業年度以降の各事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成24事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

損失の処理に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（旧法人名 独立行政法人宇宙航空研究開発機構）の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（旧法人名 独立行政法人宇宙航空研究開発機構）の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。ただし、当監査法人は、平成25事業年度以降の各事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成24事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。
- (3) 決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上